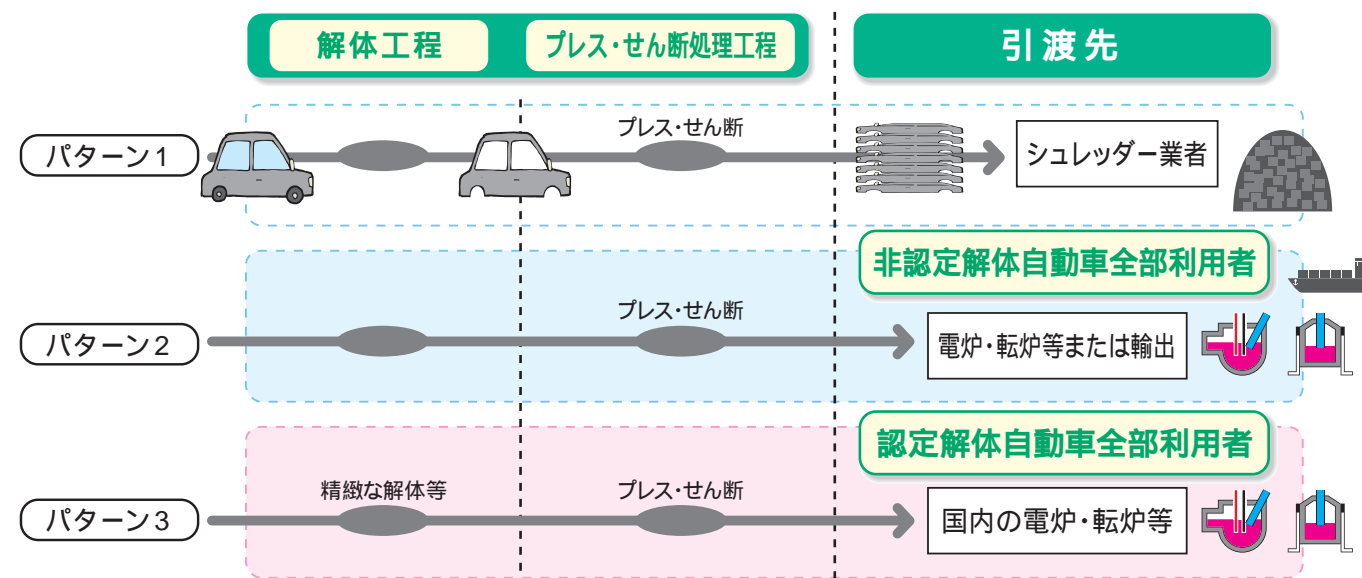


第7章 破砕業者(プレス・せん断処理工程のみ)の実務概要

1. 処理パターン

解体業者とプレス・せん断処理業者を兼務する事業者(以下、プレス・せん断処理工程)においての処理パターンを説明します。

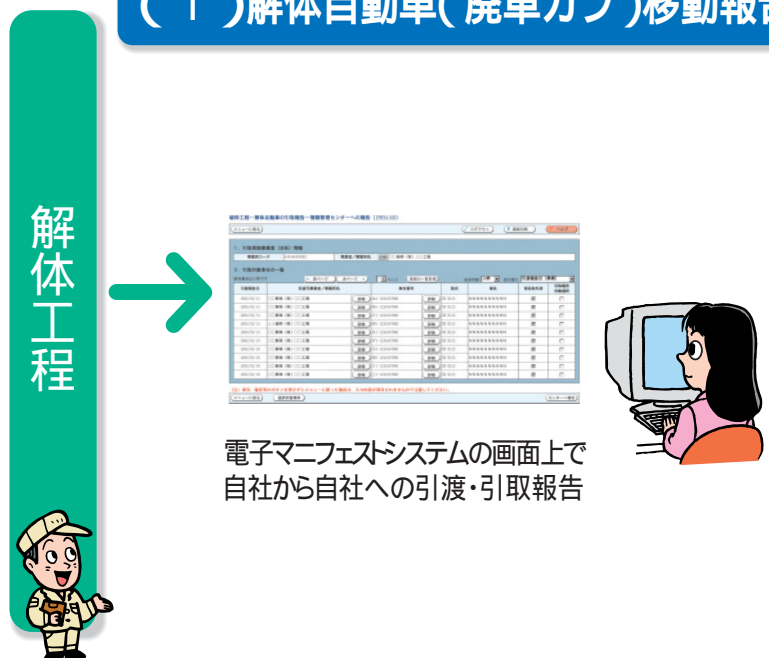
- ・プレス・せん断処理工程の処理パターンは、大きく分けるとシュレッダー業者に引き渡すものと解体自動車全部利用者に引き渡すものがあります。
- ・自動車メーカー等(チーム)とプレス・せん断処理工程との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉・転炉等や製品原材料として輸出する事業者を引き渡す場合は、その引渡し先は、非認定全部利用者として区分されます。
- ・自動車メーカー等(チーム)とプレス・せん断処理工程との間に委託契約関係があり、国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合には、その引渡し先は認定全部利用者として区分されます。



自動車メーカー等は2つのチームを結成して、シュレッダーダスト(ASR)を効果的に再資源化する体制を整備する予定です。

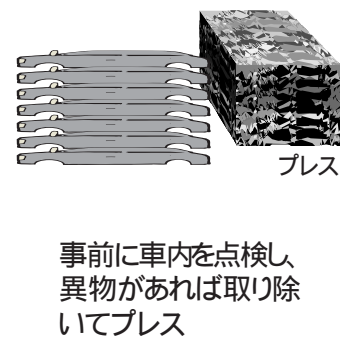
パターン1 シュレッダー業者に引き渡す場合

(1) 解体自動車(廃車ガラ)移動報告

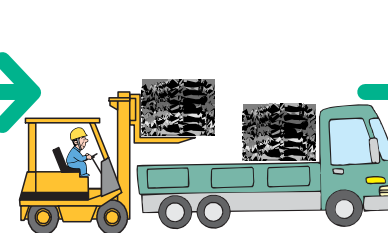


(2) シュレッダー業者に引き渡す場合

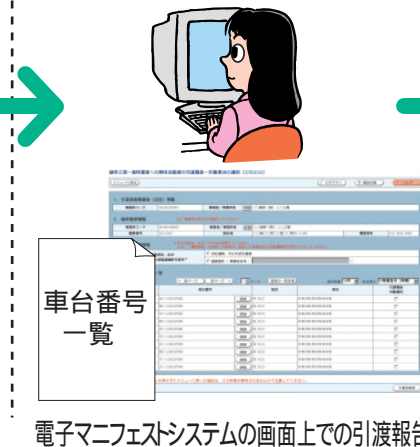
① プレス・せん断処理の業務



② トラック積載



③ 車台数確認、引渡報告



④ 運搬



おすすめ
車台番号一覧は、引渡報告画面を活用

2. 処理パターン別の実務について

(1) 解体自動車(廃車ガラ)移動報告(全パターン共通)

- ・解体自動車を破砕工程としてプレス等行う場合は解体工程の引渡報告が行われているかどうかを確認します。

解体業者が破砕業者を兼務する場合の移動報告では、自社の解体工程から自社の破砕工程に引渡報告をする必要があります。
解体業者でプレス機等を保有する事業者は、解体業の許可と破砕業(破砕前処理工程のみ)の許可が必要となり、自動車リサイクルシステムへの登録も、解体業者と破砕業者(破砕前処理工程のみ)の登録が必要です。
登録完了後に事業者登録情報センターより、解体業者と破砕業者それぞれの事業所コード・初期パスワードが送付されます。

(2) シュレッダー業者に引き渡す場合(下図パターン1参照)

プレス・せん断処理の業務

- ・必ず事前に車内の点検をして異物があれば取り除いてからプレス・せん断します。

トラック積載

車台数確認、引渡報告

- ・プレス・せん断した解体自動車をトラックに積載するとき、車台数を確認して電子 manifests システムの画面上でシュレッダー業者への引渡報告を行います。
- ・プレス・せん断した解体自動車では、後工程のシュレッダー業者が電子 manifests システムの画面上でどの車台番号が搬入されたか把握できませんので、情報管理センターへの引渡報告画面を印刷したものか、リサイクル券の束をトラックの運転手に持たせることをおすすめします。

運搬

- ・シュレッダー業者へ搬出します。

（3）非認定全部利用者に引き渡す場合（下図パターン2参照）

プレス・せん断処理の業務

- 必ず事前に車内の点検をして異物があれば取り除いてからプレス・せん断します。

トラック積載

車台数確認、引渡報告

- 引渡しを証する書面を作成し、電子マニフェストシステムの画面上で情報管理センターへの引渡報告を行います。書面を手書きすることは大変ですから、電子マニフェストシステムの引渡報告画面を印刷する方法をおすすめします。

運搬

- 上記書面をトラック運転手に持たせ、搬出します。

書面保管

- 書面に非認定全部利用者のサインや受領印等をもらったものを回収して保管します。
非認定全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるもの（いつ、誰が、誰にどの車台（車台番号）を引き渡したか）を、その引渡しの日から5年間保管しなければならない。（法第18条8項 - 第16条5項）

トラック積載

- 委託契約したチームのプレス・せん断した解体自動車のみトラックに積載します。その他のプレス・せん断した解体自動車は載せないようにしてください。

車台数確認、伝票添付

- 台数確認をして、電子マニフェストシステムの画面上で引き渡す車台の確定をします。この時点では情報管理センターへの引渡報告は行わないでください。
- 電子マニフェストシステムで荷姿詳細情報画面を印刷します。
- 自動車メーカー等（チーム）が指定する検収伝票に必要事項を記入します。

運搬

- 印刷した車台番号一覧と検収伝票をトラックの運転手に持たせ、搬出します。

引渡報告、伝票管理

- 車台番号一覧と検収伝票を回収し、記入（受領印等）がすべて行われているかを確認してください。記入漏れがあった場合はすみやかに処置してください。
- 問題がなければ電子マニフェストシステムの画面上で引渡先確定済荷姿の一覧を開き、情報管理センターへの引渡報告を行ってください。
- ❗電炉・転炉等への運搬から情報管理センターへの報告完了までの期間は3日以内です。車台番号一覧と検収伝票は5年間保管する必要があります。なお、自動車メーカー等（チーム）として委託した車台の確認が必要ですので、車台番号一覧と検収伝票のコピーを委託契約した自動車メーカー等（チーム）に郵送してください。

（4）認定全部利用者に引き渡す場合（下図パターン3参照）

プレス・せん断処理の業務

- 委託契約した自動車メーカー等（チーム）の解体自動車とその他の解体自動車を分けて保管してください。
- プレス・せん断は各チームの解体自動車ごとに分けて行うことをおすすめします。
- プレス・せん断した解体自動車には、委託契約したチームが判別できるようにマーキングをしてください。

パターン2、3 解体自動車全部利用者に引き渡す場合

